

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ロープ高所作業における墜落防止措置を講じなかつた疑い～

刈谷労働基準監督署（署長：相部明浩）は、令和8年2月17日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1 被疑者

株式会社光陽メンテナンスほか1名

（所在地：愛知県一宮市小信中島 事業内容：ビルメンテナンス業）

2 被疑条文

労働安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第539条の3第2項第1号（メインロープ等の強度等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和7年10月20日、男性労働者（被災時44歳）が、愛知県知立市の校舎外壁調査において、高さ約12mの校舎屋上からロープ高所作業（ブランコ作業）を行うにあたり、ロープの支点が外れたため、被疑者はブランコごと地面に墜落し、右寛骨臼骨折等を受傷するという災害が発生した。

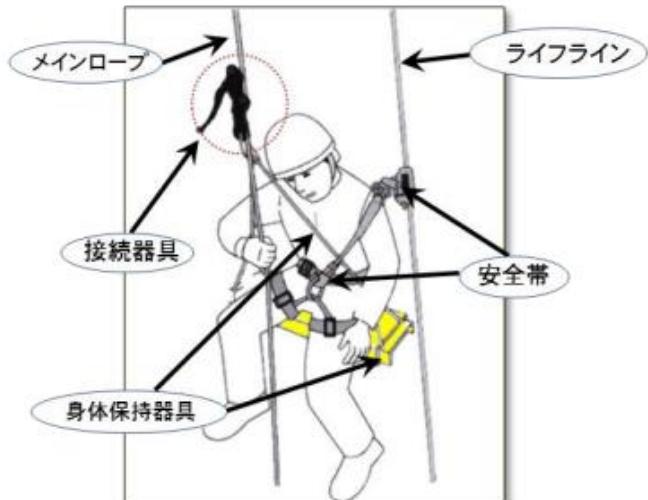
4 被疑内容

労働安全衛生法では、ロープ高所作業を行うときは、メインロープ及びライフラインをそれぞれ異なる支持物に、外れないように確実に繋結しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生当時、メインロープ及びライフラインを外れないよう繋結していなかつた疑いがあるもの。

5 参考事項

ロープ高所作業とは、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて行われるもので、メインロープとよばれる身体保持器具を取り付けたロープと、常時身体を保持するのではなく保持安全帯を取り付けるためのライフラインを用いて行われる。

(右図は、厚生労働省HPから抜粋)



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例

6 関係法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 (略)

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（略）の規定に違反した者
(以下省略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(メインロープ等の強度等)

第539条の3 (略)

2 前項に定めるもののほか、メインロープ、ライフライン及び身体保持器具については、次に定める措置を講じなければならない

一 メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上方にある堅固な支持物(以下この節において「支持物」という。)に緊結すること。この場合において、メインロープ及びライフラインは、それぞれ異なる支持物に、外れないように確実に緊結すること。

(以下略)

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

刈谷労働基準監督署（署長：相部明浩）は、令和8年2月17日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1 被疑者

山喜工業有限会社ほか1名

（所在地：愛知県安城市和泉町 事業内容：金属プレス製品製造業）

2 被疑条文

労働安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第1項（作業床の設置等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和7年11月12日、愛知県安城市和泉町の自社工場内において、被疑者の雇用する男性労働者（被災時61歳）が、高さ3.71メートルの中二階でストーブ搬出作業中に、当該中二階の端部から墜落し、脳挫傷等により死亡するという災害が発生した。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所には、囲い、手すり等を設けなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生当時、当該中二階の端部に囲い、手すり等を設けることにより墜落防止措置を講じていなかった疑いがあるもの。

5 関係法条文

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ず

る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（略）の規定に違反した者
(以下省略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

第 519 条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。